

元教保第681号
令和2年3月26日

各県立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
人権教育課長
特別支援教育課長

各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知。以下「通知」という。）において、各学校等の再開へ向けたガイドライン等が示されたところです。

通知のうち、「近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」については、「咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること」としたところであり、集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、できる限りマスクの装着をお願いします。

他方、現在マスクの需要が大幅に高まり、供給が追いつかないため、政府としてマスクの供給不足への対応に取り組んでいるところですが、各家庭が市販のマスクを入手することが困難な状況が続いております。そこで、各学校等におかれては、学校等において装着するマスクが児童生徒等に行き渡るよう手作りマスクの作成・使用（別添資料・下記リンク参照）についても積極的に検討願います。まず、新年度の学校再開に向けたマスクの準備について、春休み中に家庭において手作りマスクを作成していただくよう、その普及に向けた取組をお願いします。

さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

なお、上記のような工夫を行ってもなおマスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられますので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行っていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴校教職員に対し、本通知内容の周知と適切な対応について御指導いただきますようお願いいたします。

○マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

担当

愛媛県教育委員会

（保健管理に関すること）

保健体育課 教育指導グループ 鴻上

TEL 089-912-2981

（就学機会の確保に関すること）

高校教育課 教育指導グループ 國久保

TEL 089-912-2950

特別支援教育課 教育指導グループ 原

TEL 089-912-2965

（いじめ問題に関すること）

人権教育課 教育指導グループ 内田

TEL 089-912-2962

元教保第681号
令和2年3月26日

各市町教育委員会
学校保健主管課長 様
社会教育主管課長

愛媛県教育委員会社会教育課長
保健体育課長
義務教育課長
人権教育課長

各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知。以下「通知」という。）において、各学校等の再開へ向けたガイドライン等が示されたところです。

通知のうち、「近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」については、「咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること」としたところであり、集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、できる限りマスクの装着をお願いします。

他方、現在マスクの需要が大幅に高まり、供給が追いつかないため、政府としてマスクの供給不足への対応に取り組んでいるところですが、各家庭が市販のマスクを入手することが困難な状況が続いております。そこで、各設置者・学校等におかれては、学校等において装着するマスクが児童生徒等に行き渡るよう手作りマスクの作成・使用（別添資料・下記リンク参照）についても積極的に検討願います。まず、新年度の学校再開に向けたマスクの準備について、春休み中に家庭において手作りマスクを作成していただくよう、その普及に向けた取組をお願いします。

また、家庭において十分な対応が困難であることも考えられることから、地域においても、子どもの育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

なお、上記のような工夫を行ってもなおマスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられますので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行っていただきますようお願いいたします。

つきましては、各市町教育委員会学校保健主管課におかれましては、社会教育主管課への連絡と、所管の学校(園)に対し、本通知の周知及び適切な対応について御指導いただきますようお願いいたします。

○マスクの作り方 (文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内)

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

担当

愛媛県教育委員会

(家庭教育支援員等に関する事)

社会教育課 社会教育グループ 舟田

TEL 089-912-2930

(保健管理に関する事)

保健体育課 教育指導グループ 鴻上

TEL 089-912-2981

(就学機会の確保に関する事)

義務教育課 教育指導グループ 加賀山

TEL 089-912-2940

(いじめ問題に関する事)

人権教育課 教育指導グループ 内田

TEL 089-912-2962

元教保第681号
令和2年3月26日

各教育事務所長 様

社会教育課長
保健体育課長
義務教育課長
人権教育課長

各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について

このことについて、別添（写）のとおり各市町教育委員会に通知したので、了知願います。

担当

愛媛県教育委員会

（家庭教育支援員等に関する事）

社会教育課 社会教育グループ 舟田

TEL 089-912-2930

（保健管理に関する事）

保健体育課 教育指導グループ 鴻上

TEL 089-912-2981

（就学機会の確保に関する事）

義務教育課 教育指導グループ 加賀山

TEL 089-912-2940

（いじめ問題に関する事）

人権教育課 教育指導グループ 内田

TEL 089-912-2962



元教保第681号
令和2年3月26日

各市町教育委員会
学校保健主管課長 様
社会教育主管課長

愛媛県教育委員会社会教育課長
保健体育課長
義務教育課長
人権教育課長

各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知。以下「通知」という。）において、各学校等の再開へ向けたガイドライン等が示されたところです。

通知のうち、「近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」については、「咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること」としたところであり、集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、できる限りマスクの装着をお願いします。

他方、現在マスクの需要が大幅に高まり、供給が追いつかないため、政府としてマスクの供給不足への対応に取り組んでいるところですが、各家庭が市販のマスクを入手することが困難な状況が続いております。そこで、各設置者・学校等におかれては、学校等において装着するマスクが児童生徒等に行き渡るよう手作りマスクの作成・使用（別添資料・下記リンク参照）についても積極的に検討願います。まず、新年度の学校再開に向けたマスクの準備について、春休み中に家庭において手作りマスクを作成していただくよう、その普及に向けた取組をお願いします。

また、家庭において十分な対応が困難であることも考えられることから、地域においても、子どもの育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

なお、上記のような工夫を行ってもなおマスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられますので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行っていただきますようお願いいたします。

つきましては、各市町教育委員会学校保健主管課におかれましては、社会教育主管課への連絡と、所管の学校(園)に対し、本通知の周知及び適切な対応について御指導いただきますようお願いいたします。

○マスクの作り方 (文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内)

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

担当

愛媛県教育委員会

(家庭教育支援員等に関する事)

社会教育課 社会教育グループ 舟田

TEL 089-912-2930

(保健管理に関する事)

保健体育課 教育指導グループ 鴻上

TEL 089-912-2981

(就学機会の確保に関する事)

義務教育課 教育指導グループ 加賀山

TEL 089-912-2940

(いじめ問題に関する事)

人権教育課 教育指導グループ 内田

TEL 089-912-2962



事務連絡
令和2年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知。以下「通知」という。）において、各学校等の再開へ向けたガイドライン等をお示ししたところです。

新型コロナウイルス専門家会議の分析（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」令和2年3月19日）によれば、国内の感染状況について、一部の地域での感染拡大が見られ、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大流行につながりかねないという見解が示されています。このため、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すことが必要です。

通知では、集団感染を防ぐために日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であることを踏まえ、学校では、特に「(1)換気の徹底」と「(2)近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」の対応をとっていただくようお示しました。

そのうち、「(2)近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」については、「咳エチケット

の要領でマスクを装着するなどするよう指導すること」としたところであり、集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、できる限りマスクの装着をお願いします。

他方、現在マスクの需要が大幅に高まり、供給が追いつかないため、政府としてマスクの供給不足への対応に取り組んでいるところですが、各家庭が市販のマスクを入手することが困難な状況が続いております。そこで、各設置者・学校等におかれては、学校等において装着するマスクが児童生徒等に行き渡るよう手作りマスクの作成・使用（別添資料・下記リンク参照）についても積極的に検討願います。まず、新年度の学校再開に向けたマスクの準備について、春休み中に家庭において手作りマスクを作成していただくよう、その普及に向けた取組をお願いします。

また、家庭において十分な対応が困難であることも考えられることから、地域においても、子供の育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

なお、上記のような工夫を行ってもなおマスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられますので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行っていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

○マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-5253-4111（内線2976）FAX：03-6734-3794

【地域における取組に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課企画係

TEL：03-5253-4111（内線3488）FAX：03-6734-3718



やってみよう！

新型コロナウイルス感染症対策

みんなのできること



新型コロナウイルスから身を守る方法や
他人にうつさないために心がけることを
わかりやすく紹介する動画を公開いたしました。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福くんと夢ちゃんと一緒に
是非ご家庭でも学んでみてください。



動画はこちらから！
文部科学省YouTube「MEXTchannel」
<https://youtu.be/219-0tHGje8>



ニュース

新型コロナ予防と自作マスクの子供向け動画公開。厚労省など

清宮信志 2020年3月24日 14:30

Tweet

リスト

0

いいね! 3

シェア



厚生労働省、経済産業省、消費者庁、文部科学省は、新型コロナウイルス感染症対策についての子供向け動画を公開した。手洗いや健康管理、部屋の換気、マスクの自作などを約8分の動画にまとめている。



動画では、下記の4項目について解説。

- ・どうやって広がる?
- ・感染しないために大切なこと
- ・まわりにうつさないために
- ・かんたん! マスク作りに挑戦!

ウイルスが感染者の咳などで飛散する唾液によって感染することや、電車のつり革やドアノブ、照明のスイッチなど、ウイルスが付いている場所に触ることで感染することを注意喚起。

1. 正しい手洗い



手洗い方法を詳細に解説



感染予防には正しい手洗い、毎日の健康管理、適度な部屋の換気が重要。まわりに感染させないためには、咳をする際、ティッシュやハンカチで口を塞ぐこと、マスクを着用することなどを挙げた。



咳エチケットについて

また、マスクが不足していることに言及し、マスクの自作方法を解説。ハンカチとゴム紐を用意してマスクを自作する。ハンカチはなるべく目の細かいものを用意し、ゴム紐は耳にかけても痛くないように太めで、長いものを使用。特に道具を使う必要はなく、ハンカチを折りたたみゴム紐を挟み込んで完成する。



マスク製作にひつようなもの



ヘアゴムを通して折りたためば完成



ハンカチは大きめで目が細かいものを



市販マスクのようにマスクの下側をひっぱって調整できる